同号イ及びロ中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号イからヘまで以外の部分中「有価証券届出書」を「有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同号イ、ロ及びニ中「定める」を「掲げる」に改め、同号ホ中「提出日以後次」の下に「の(1)又は(2)を加え、「次に定める」を「当該(1)又は(2)に規定する」に改め、同項第三号の三中「有価証券届出書」を「有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同項第四号イからトまで以外の部分中「有価証券届出書」を「有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同項第五号中「限る。）」を「限る。）　次に掲げる書類」に改め、同号イ及びハ中「定める」を「掲げる」に改め、同項第五号の二中「限る。）」を「限る。）　次に掲げる書類」に改め、同号イからハまでの規定中「定める」を「掲げる」に改め、同項第六号中「限る。）」を「限る。）　次に掲げる書類」に改め、同号ロ及びハ中「定める」を「掲げる」に改め、同項第六号の二中「限る。）」を「限る。）　次に掲げる書類」に改め、同号イからニまでの規定中「定める」を「掲げる」に改め、同項第七号中「有価証券届出書」を「有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同号イ及びロ中「定める」を「掲げる」に改め、同項第八号中「外国会社届出書」を「外国会社届出書　次に掲げる書類」に改め、同号イからニまでの規定中「定める」を「掲げる」に改める。

第十四条の二第一項第三号中「その代理人」を「第七条第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者」に改める。

第十四条の二の二第一項第二号中「証券又は証書で」及び「又は新株予約権付社債券の性質を有するもの」を削り、同条第二項中「権利で」及び「の性質を有するもの」を削る。

第十四条の四第一項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号イからホまで以外の部分中「発行登録書」を「発行登録書　次に掲げる書類」に改め、同号ハ中「以後次」の下に「の(1)又は(2)を加え、「次に定める」を「当該(1)又は(2)に規定する」に改め、同項第二号イからニまで以外の部分中「発行登録書」を「発行登録書　次に掲げる書類」に改め、同号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号及び第二号イからニまで以外の部分中「発行登録書」を「発行登録書　次に掲げる書類」に改め、同号イ及び同条第三項中「掲げる」を「定める」に改める。

第十四条の十三第一項各号列記以外の部分中「第十三条第二項」を「第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第一号イからトまで以外の部分中「発行登録目論見書」を「発行登録目論見書　次に掲げる事項」に改め、同号ヘ中「以後次の各号」を「以後次の(1)又は(2)に、「(次の各号」を「(当該(1)又は(2)に改め、同項第二号イからハまで以外の部分中「発行登録仮目論見書」を「発行登録仮目論見書　次に掲げる事項」に改め、同項第三号イ及びロ以外の部分中「発行登録追補目論見書」を「発行登録追補目論見書　次に掲げる事項」に改め、同号イ中「以後次」の下に「の(1)又は(2)を加え、「次に定める」を「当該(1)又は(2)に規定する」に改める。

第十五条の二の二第二項中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

第十五条の三第一項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号中「内国会社」を「内国会社　次に掲げる書類」に改め、同項第二号イからホまで以外の部分中「外国会社」を「外国会社　次に掲げる書類」に改め、同条第三項第二号中「記載」の下に「され、又は記録」を加え、同条第五項中「掲げる書類（」を「定める書類（」に改める。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号イからホまで以外の部分中「内国会社」を「内国会社　次に掲げる書類」に改め、同項第二号イからハまで以外の部分中「外国会社」を「外国会社　次に掲げる書類」に改め、同号イ中「掲げる書類（」を「定める書類（」に改める。

第十七条第一項第一号ハ中「次号」を「次号ホ」に改め、同号ニ中「には、」の下に「当該契約の」を加え、同号ホ中「契約の」の下に「契約書の」を加え、同項第二号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「掲げる書類が」を「定める書類が」に改める。

第十七条の二中「規定する報告書提出外国会社」の下に「又は報告書提出外国者」を加える。

第十七条の四第二項中「第七条」を「第七条第三項」に改める。

第十七条の五第一項中「第一号様式」とあるのは「」の下に「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）」を加える。

第十七条の十五の二第一項各号列記以外の部分中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第一号中「内国会社」を「内国会社　次に掲げる事項」に改め、同項第二号イからハまで以外の部分中「外国会社」を「外国会社　次に掲げる事項」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第三項」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号中「内国会社」を「内国会社　次に掲げる書類」に改め、同号イ及びハ中「外国会社」を「外国会社　次に掲げる書類」に改め、同条第五項中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第十七条の十六中「規定する報告書提出外国会社」の下に「又は報告書提出外国者」を加える。

第十八条の二中「規定する報告書提出外国会社」の下に「又は報告書提出外国者」を加える。

第十九条第二項第一号イ中「行使価額修正条項付新株予約券付社債券等」を「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」に改め、同項第九号の四ハ(3)中「この号」の下に「及び第二十一条第一項第一号」を加え、同条第四項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号中「臨時報告書」を「臨時報告書　次に掲げる書類」に改め、同条第五項中「の各号」を削る。

第十九条の二の二第一項中「規定する報告書提出外国会社」の下に「又は報告書提出外国者」を加える。

第十九条の三中「会社」を「者」に改める。

第二十一条第一項第一号中「事務所」の下に「の所在地」を加え、「第七条の規定による代理人）の所在地」を「第七条又は内部統制府令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）」に改め、同項第二号中「事務所」の下に「の所在地」を加え、「提出子会社の第七条の規定による代理人）の所在地」を「第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）」に改める。

第二十二条第三項中「に支店」の下に「又は事務所」を加え、「当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに」を削り、「の本店又は主たる事務所及び主要な支店に」を「について」に改める。

第十七号様式記載上の注意1(3)中「(2)の(3)」を「(3)」に改め、同記載上の注意2(3)中「組織再編成（合併」を「組織再編成（合併等」に改め、同記載上の注意4中「の書」を「書」に改める。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「株式」の下に「又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条第十号中「金融商品取引業者」を「法第三十四条に規定する金融商品取引業者等」に改め、同条第十一号中「第百六十五条第二項第二号」の下に「（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条第一項第一号ハ中「の金融商品取引業者」の下に「（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）」を加え、同項第九号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

第五条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数